



浜松北病院奨学金制度



看護師への学修を志す皆さんへ、奨学金貸与の援助をいたします。

【奨学金の貸与額】

入学一時貸与金	150,000円
月額貸与金	50,000円

【奨学金の貸与を受ける条件】

1. まず看護専門学校・看護大学に合格すること。
2. 原則的に、奨学生は卒後、貸与相当分の期間を当院で勤務して頂くこと。(返済義務は自動的になくなります)
3. 上記2の勤務ができなかったり、途中で退学したときには、貸与額の全額を返納すること。

※奨学金を受けなかった方との給与の差別はありません。

【奨学生になるための手順】

1. 病院見学
学校の進路指導の先生を通して病院見学を申し出てください。
直接申し込まれる場合は、看護部担当までご連絡ください。
TEL 053-435-1111(代)
お一人で来られても結構ですが、保護者の方と一緒に来られると良いと思います。
2. 説明
浜松北病院に来院されたら、病院施設の見学と、奨学生としての約束事についてお話をします。
3. 相談
奨学生として奨学金制度を受けるかどうかを、保護者の方と相談していただきます。
4. 申し込み
奨学生になる決意がいたら、進路指導の先生を通してお申し出ください。直接申し込まれる場合は1と同様です。
手続きは、保護者同伴で、双方の了解のもと行うことします。